

令和4年3月18日

三次市長 福岡 誠志 様

三次市公共事業評価監視委員会
委員長 田 中 貴 宏

三次市公共事業の評価について（答申）

令和4年3月10日付け三次経企発第5001号で諮問のあった三次市公共事業の評価について、次のとおり答申します。

1 三次市公共下水道事業（地域再生計画）

市の対応方針（案）を踏まえ総合的に判断した結果、市による事後評価の手続き等は適切に遂行されており、また、達成した効果を持続させるためにも公共下水道事業の継続は妥当であると認めます。

なお、今後の事業実施にあたっては、次の点に留意してください。

（留意事項）

- (1) 事業の推進がよりよい河川環境の維持につながるよう、的確なデータの収集・調査・分析を行うなど、効果的な検証方法の確立に努めてください。
- (2) 事業の進捗管理を徹底し、効率的かつ着実な事業の推進に努めるとともに、国や県が推進するコンパクトシティ化の動向等も視野に入れ、都市計画分野との連携を図りながら、市としてめざすまちづくりの将来展望を持ち、それに沿う形で業務の推進に努めてください。
- (3) 「川のまち三次」のまちづくりを進めていく中で、これまでの交流人口の拡大につながる取組の充実に加え、市民がより安心して川と共生していけるよう、さらなる水害対策の強化に努めてください。
- (4) 低位で推移している経費回収率について、徹底した維持管理費の削減に努めるとともに、適正な使用料のあり方についても継続して検討してください。

市の対応方針（案）

1 対応方針

(1) 事業採択後，国の要領等で定める期間を経過した事業に関する評価について

（対象事業）

三次市公共下水道事業（地域再生計画）

平成28年度に地域再生計画（平成28年度～令和2年度）を策定し汚水処理施設の整備等を実施してきた。

計画期間が終了したため，内閣府地方創生事務局が定める「地方創生整備推進交付金の活用に向けた地域再生計画の手引き」に基づき，事後評価を実施する。

(2) 事後評価手続き等について

手引きに基づき，方法書を作成したうえで，推奨様式である「事後評価シート」を用いて事後評価手続きを進める。市は，事後評価手続き等については，手引きに基づき適正に実施しており，記載内容を含め妥当であると評価する。

計画の数値目標の達成状況については，次表のとおりである。新型コロナウイルス感染症の発現により年間総観光客数は目標値を達成できなかったものの，発現前の平成28年度から令和元年度まではいずれも目標値を達成している。また，指標としていた汚水処理人口普及率については，当初想定し得えなかった地下埋設物への対応等により事業費が増額となったため，整備量が未達となったものである。これら数値目標をはじめ，様々な事後評価項目の結果をふまえ，次年度以降の下水道整備事業につなげていく。

項目		従前値 (H27)	目標値 (R2)	実績値 (R2)	目標 達成度	感染症 の影響
地域再生計画の目標						
目標 1	年間総観光客数の増加	276 万人	310 万人	208 万人	未達成	○
目標 2	本市街地を流れる河川の BOD(生物 化学的酸素要求量) の改善	3.2 mg/ℓ	2.9 mg/ℓ	2.9 mg/ℓ	達成	×
地域再生を図るために行う事業の指標						
指標 1	汚水処理人口普及率	75.8%	80.4%	79.9%	未達成	×

※「○」…影響大，「×」…影響小

(3) 今後の公共下水道事業のあり方について

公共下水道事業は、汚水を適正に処理し衛生的で快適な生活環境を確保し、市民生活に不可欠な生活基盤を整備するものであるため、継続していくことが妥当であると判断される。

今後は、下水道事業の担い手不足や老朽化が進む施設の維持管理・更新にかかる費用面での課題等を鑑み、使用料の適正化を見据えた各種施策に取り組んでいく方針である。

2 対応方針の理由

本事業は、地方創生汚水処理施設整備推進交付金を活用した公共下水道と浄化槽の整備を一体的に推進することにより、本市街地を流れる河川の BOD の改善を図り（平成 27 年度 3.2 mg/l→令和 2 年度 2.9 mg/l）、良好な居住空間の形成による生活環境の向上や河川の水質改善などにつなげることができている。

また、河川環境を良好に保つことで川に密接した観光・交流イベント（鵜飼やカヌー等）を市民との協働により継続して開催することができおり、そうした水辺のにぎわいを創出することが、環境保全に対する市民の意識改革にもつながっている。

今後も引き続き公共下水道整備を継続し、水環境の向上、そして「川のまち三次」のまちづくりを市民に寄り添いながら計画的・効率的に進めていく必要がある。